

第1章 動物虐待等に関する基本事項

動物虐待等に関する対応については、動物虐待等が発生した後の対応と、発生を未然に防ぐための2つの対応が必要となる。ただし、動物虐待を未然に防ぐための「虐待を受けるおそれがある事態」や虐待に該当する可能性、あるいは放置すれば虐待に該当する可能性があると考えられる飼育改善指導が必要である事態と、刑罰が科される動物虐待等事案は、それぞれの段階について境界が明確ではない。この理由として、当該行為の目的、手段、態様及び苦痛の程度等を総合してその該当性を判断しなくてはならず、かつ、時代等によって変化する社会通念にも左右されることが挙げられる。

本章では、動物愛護管理法の目的や動物虐待等事案に円滑に対応するための基本となる「虐待を受けるおそれがある事態」、「愛護動物虐待等罪」に関する条文の解釈、それに関連する用語や概念等について解説する。

1. 法の目的における動物虐待等に関する対応の位置付け

動物愛護管理法

(目的)

第一条 この法律は、動物の虐待*及び遺棄の防止、動物の適正な取扱いその他動物の健康及び安全の保持等の動物の愛護に関する事項を定めて国民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資するとともに、動物の管理に関する事項を定めて動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境の保全上の支障を防止し、もって人と動物の共生する社会の実現を図ることを目的とする。

(基本原則)

第二条 動物が命あるものであることにかんがみ、何人も、動物をみだりに殺し、傷つけ、又は苦しめることのないようにするのみでなく、人と動物の共生に配慮しつつ、その習性を考慮して適正に取り扱うようにしなければならない。

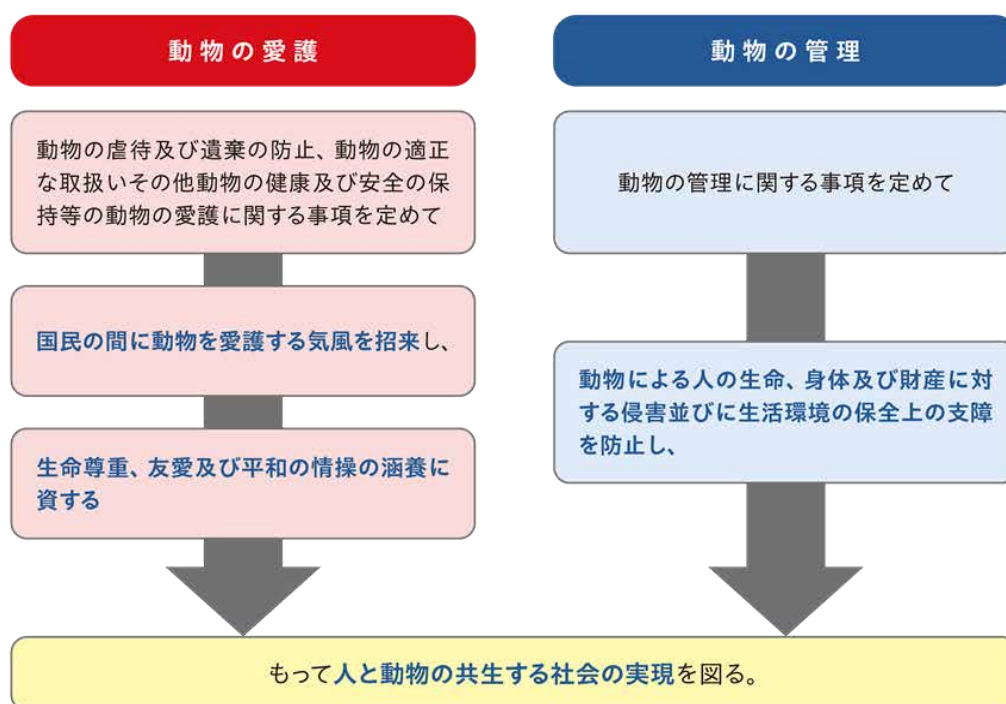
2 何人も、動物を取り扱う場合には、その飼養又は保管の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、適切な給餌及び給水、必要な健康の管理並びにその動物の種類、習性等を考慮した飼養又は保管を行うための環境の確保を行わなければならない。

*第一条の「虐待」には「みだりな殺傷」が含まれる。

動物愛護管理法の目的は、「動物の愛護」と「動物の管理」の2本柱を通じ、人と動物の共生する社会の実現を図ることである。

「動物の愛護」については、「動物の虐待及び遺棄の防止、動物の適正な取扱いその他動物の健康及び安全の保持等の動物の愛護に関する事項を定めて国民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資する」と規定されている。

図表 1 動物愛護管理法の目的

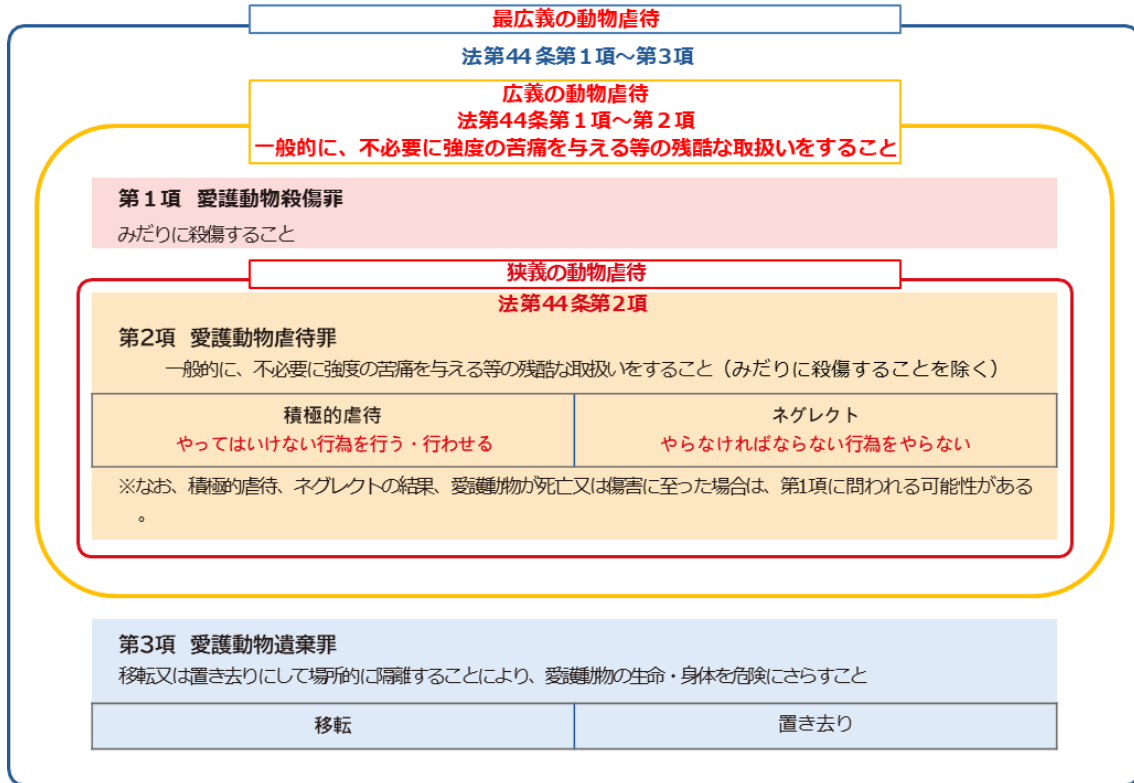


また、基本原則として、「動物が命あるものであることにかんがみ、何人も、動物をみだりに殺し、傷つけ、又は苦しめることのないようにするのみでなく、人と動物の共生に配慮しつつ、その習性を考慮して適正に取り扱うようにしなければならない。」と規定されており、その実効性確保のために、動物の愛護の精神に反する動物の虐待や遺棄を禁止し、それらの行為に対する罰則を定めている。

虐待を受けるおそれがある事態（法第 25 条）及び愛護動物虐待等罪（法第 44 条）に係る対応は動物愛護管理法の「動物の愛護」の根幹を担保する非常に重要なものと言える。

本ガイドラインでは、虐待を受けるおそれがある事態（法第 25 条）と動物虐待等事案（愛護動物虐待等罪（法第 44 条））を対象とする。なお、動物愛護管理法における動物虐待には、概念上、最広義の動物虐待、広義の動物虐待及び狭義の動物虐待が存在し、最広義の動物虐待とは愛護動物殺傷罪（法第 44 条第 1 項）・愛護動物虐待罪（法第 44 条第 2 項）・愛護動物遺棄罪（法第 44 条第 3 項）を包括した愛護動物虐待等罪が問われる行為を、広義の動物虐待とは愛護動物殺傷罪（法第 44 条第 1 項）・愛護動物虐待罪（法第 44 条第 2 項）、そして狭義の動物虐待とは愛護動物虐待罪（法第 44 条第 2 項）が問われる行為を指す。本ガイドラインにおいて「動物虐待等」という用語を用いる場合は最広義の動物虐待を、「動物虐待」を用いる場合は狭義の動物虐待を指し、それぞれに係る事案を「動物虐待等事案」、「動物虐待事案」という。

図表2 「動物愛護管理法に基づく」愛護動物虐待等の概念図



<法第44条の保護法益>

（青木人志、「日本の動物法」、2009）

- 人間社会の決まりである法律に定められた犯罪の保護法益は、当該犯罪が「どのような人間社会の利益を保護しているのか」という観点から、あくまでも「人間と関係づけて」定められるべきもの
- 保護法益は、動物そのものではなく、「動物を愛護する気風という良俗」

2. 対象となる動物

動物愛護管理法において、対象とされる動物は、人と関わりのあるものが想定していることから、純粋な野生状態の下にある動物（以下、「野生動物」という。）は含まれないものと考えられる。なお、これら野生動物のうち哺乳類及び鳥類は鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（大正7年法律第32号。以下、「鳥獣保護管理法」という。）の対象となっている。

動物愛護管理法の対象となる哺乳類、鳥類、爬虫類のうち、人に所有又は占有されている動物は、人間との関わり方という観点から、家庭動物等、展示動物、実験動物及び産業動物に大別される。

- ・家庭動物等：愛がん動物又は伴侶動物（コンパニオンアニマル）として家庭等で飼養及び保管（以下、「飼養等」という。）されている動物並びに情操の涵養及び生態観察のため飼養及び保管されている動物をいう。
- ・展示動物：動物園、水族館、植物園、公園等における常設又は仮設の施設において飼養等する動物園動物、人との触れ合いの機会の提供、興行又は客よせを目的として飼養等する触れ合い動物、販売又は販売を目的とした繁殖等を行うために飼養等する販売動物、商業的な撮影に使用し、又は提供するために飼養等する撮影動物をいう。
- ・産業動物：産業等の利用に供するため、飼養等する動物をいう。
- ・実験動物：実験等の利用に供するため、施設で飼養等する動物（施設に導入するために輸送中のものを含む。）をいう。

また、「愛護動物虐待等罪」（法第44条）及び「虐待を受けるおそれがある事態」（法第25条）では、対象となる動物が異なっている。

（1）虐待を受けるおそれがある事態の対象となる動物

動物愛護管理法

（第一種動物取扱業の登録）

第十条 動物（哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するものに限り、畜産農業に係るもの及び試験研究用又は生物学的製剤の製造の用その他政令で定める用途に供するために飼養し、又は保管しているものを除く。以下この節から第四節までにおいて同じ。）の取扱業（動物の販売（その取次ぎ又は代理を含む。次項及び第二十一条の四において同じ。）、保管、貸出し、訓練、展示（動物との触れ合いの機会の提供を含む。第二十二条の五を除き、以下同じ。）その他政令で定める取扱いを業として行うことをいう。以下この節、第三十七条の二第二項第一号及び第四十六条第一号において「第一種動物取扱業」という。）を営もうとする者は、当該業を営もうとする事業所の所在地を管轄する都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）にあつては、その長とする。以下この節から第五節まで（第二十五条第七項を除く。）において同じ。）の登録を受けなければならない。

法第10条第1項に定義されている「動物」が適用され、哺乳類・鳥類・爬虫類（畜産、実験用を除く）のうち、自然環境の下で自活する純粋な野生動物を除いた動物を指す。占有は要件

となっていない。

(2) 愛護動物：動物虐待等事案の対象となる動物

動物愛護管理法 第六章 罰則

第四十四条

4 前三項において「愛護動物」とは、次の各号に掲げる動物をいう。

一 牛、馬、豚、めん羊、山羊、犬、猫、いえうさぎ、鶏、いえばと及びあひる

二 前号に掲げるものを除くほか、人が占有している動物で哺乳類、鳥類又は爬虫類^はに属するもの

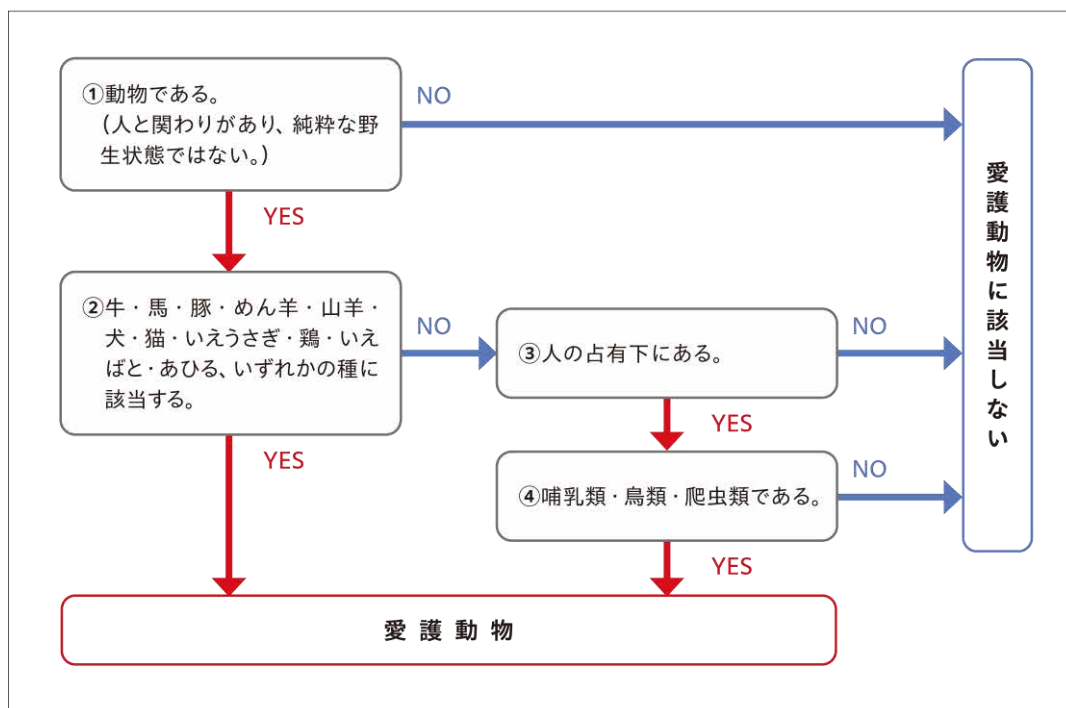
動物虐待等事案の対象となる動物は法第44条第4項で「愛護動物」として規定されている。

第1号では、「典型的にみて人間の生活に役立ち、人間によって飼育されることが予定されている家畜であり、かつ偶々人の占有を離れていても、人類の一員として親近感をもたれるものであって保護の対象とすべきであろう」²動物が示されている（以下、「一号動物」という。）。

第2号では、一号動物以外の「人が占有している」哺乳類、鳥類、爬虫類^はが対象となっている（以下、「二号動物」という。）。

² 伊藤榮樹、小野慶二、莊子邦雄編 注釈特別刑法第五卷経済法編Ⅱ 立花書房

図表3 愛護動物の判断フロー



- ①第44条第4項柱書
- ②第44条第4項1号
- ③第44条第4項2号前段
- ④第44条第4項2号後段

参考文献

動物愛護管理法令研究会『改訂版 動物愛護管理業務必携』
三上正隆「愛護動物虐待等罪の概説」
(作成・提供：宮崎大学地域資源創成学部 箕輪さくら講師)

① 一号動物

牛、馬、豚、めん羊、山羊、犬、猫、いえうさぎ、鶏、いებაと及びあひるのことであり、一般的に人間に飼養されている動物とされる。

市街地や村落に生息する無主の野良犬、野良猫³は愛護動物に含まれるが、常時山野にて、野生の鳥獣等を捕食し生息している野生化したノイヌ⁴、ノネコ⁵等は、愛護動物に含まれない。動物愛護管理法における「動物」とは、人と関わりのあるものを対象としており、ノイヌ、ノネコ等の純粋な野生状態の下にある動物は同法の対象とされていないためである。

³ 平成元年10月24日付総管第473号 内閣総理大臣官房管理室長回答「動物の保護及び管理に関する法律第13条に規定する「保護動物」の解釈について(回答)」(巻末資料(2) 疑義照会⑩参照)

⁴ 昭和25年12月11日付獣第835号愛知県知事照会「狩猟法に関する疑義について(照会)」
昭和25年12月25日付25林野第16999号林野庁長官回答「狩猟法に関する疑義について(照会)」に対する回答通知(巻末資料(2) 疑義照会①、②参照)

⁵ 昭和39年5月28日付姫路簡易裁判所裁判官照会「ノネコについて」
昭和39年8月31日39林野造第716号「ノネコについて(照会)」に対する回答通知(巻末資料(2) 疑義照会③、④参照)

る。ただし、犬、猫とノイヌ、ノネコを明確に判別することは難しく、市街地や村落以外の山野で発見された犬、猫であっても、その行動圏に人が居住等している場合は、原則として愛護動物の犬、猫として考えるべきである。

一方で、市街地等に棲息するドバト⁶は鳥獣保護管理法に基づく捕獲許可を得て捕獲していることもあるが、給餌等によって人の社会に関与することとなると、愛護動物のいえばとみなされることがある。

なお、ニホンノウサギ、キジバトは、イエウサギやドバトと異なり、一号動物には該当しないが、人が占有している場合には二号動物に該当する。

⁶ 昭和57年1月7日付警察庁丁寧防発第5号警察庁保安部防犯課長照会「動物の保護及び管理に関する法律の解釈について（照会）」（巻末資料（2）疑義照会⑨参照）
昭和57年2月9日総管第42号内閣総理大臣官房管理室長回答「動物の保護及び管理に関する法律の解釈について（回答）」（巻末資料（2）疑義照会⑩参照）

図表4 一号動物の考え方

一号動物	考え方
牛	鯨偶蹄目ウシ科ウシ亜科ウシ亜属ウシ (<i>Bos primigenius taurus</i>)。
馬	奇蹄目ウマ科ウマ亜科ウマ亜属ウマ (<i>Equus ferus caballus</i>)。
豚	鯨偶蹄目イノシシ科ブタ (<i>Sus scrofa domesticus</i>)。
めん羊	鯨偶蹄目ウシ科ヤギ亜科ヒツジ (<i>Ovis aries</i>)。
やぎ	鯨偶蹄目ウシ科ヤギ亜科ヤギ属ヤギ (<i>Capra hircus</i>)。鳥獣保護管理法第2条第7項の狩猟鳥獣というノヤギは、山野に常棲するヤギをいい、一号動物には含まれず、野生生物とみなされる。
犬	食肉目イヌ科イヌ属イエヌ (<i>Canis lupus familiaris</i>)。市街地又は村落に棲息する野良犬(無主の犬)は一号動物に含まれる。鳥獣保護管理法第2条第7項の狩猟鳥獣というノイヌは、山野に常棲する犬をいい、一号動物には含まれず、野生生物とみなされる。
ねこ	食肉目ネコ科ネコ属イエネコ (<i>Felis silvestris catus</i>)。市街地又は村落に棲息する野良猫(無主の猫。地域猫含む。)は一号動物に含まれる。鳥獣保護管理法第2条第7項の狩猟鳥獣というノネコは、山野に常棲するネコをいい、一号動物には含まれず、野生生物とみなされる。 また、ヤマネコはイエネコと全く異なる種類のもので、広くアジア諸国に分布している生来の野生生物である。
いえずぎ	ウサギ目ウサギ科イエウサギ (<i>Oryctolagus cuniculus var. domesticus</i>)。日本の山野に見られる二ホンノウサギ (<i>Lepus brachyurus</i>) は一号動物に該当せず、人の占有下にある場合に限り二号動物に該当する。
鶏	キジ目キジ科ニワトリ (<i>Gallus gallus domesticus</i>)。
いえばと	ハト目ハト科イエバト(ドバト) (<i>Columbalivia var. domesticus</i>)。山野に常棲するドバトは一号動物には含まれず、野生生物とみなされるが、市街地等に棲息するドバトは給餌等によって人の社会に関与することとなると、愛護動物のいえばととみなされることがある。 キジバト (<i>Streptopelia orientalis orientalis</i>) は野生動物であり、一号動物に該当せず、人の占有下にある場合に限り二号動物に該当する。
あひる	カモ目カモ科アヒル (<i>Anas platyrhynchos var. domesticus</i>)。

※ IBO 生物系統分類リストより目を決定した。

② 二号動物

一号動物以外の動物は、そのままでは飼養されている動物とはいえ、占有を伴ってはじめて飼養関係が肯定されるものである。

「占有」の解釈に当たっては、現実に飼養関係があるか否かが重要なポイントとなるとともに、ある程度継続的な飼養関係を要することになると考えられる。飼育禁止のマンションで飼育しているか否かが争点となった民事裁判例で、飼育の概念として「被告専用庭等に段ボール箱等を用意してすみかを提供している」と表現したものがある（東京地方裁判所立川支部平成 22 年 5 月 13 日判決）。また、条例上飼い主の定義を「所有し、占有し、又は管理する者」としている地域で、管理の概念として「保護に必要な食物又は起^き臥の場所などを与え」と表現した刑事裁判例がある（長崎簡易裁判所昭和 45 年 2 月 18 日判決）。これらは、事実上自己の支配内において、すみか（寝床）を提供している者に対して飼養の域に達しているという判断を示したと考えられる。例えば、高崎山のサルは野生のものであり、餌だけは人間が与えるので食料の点での依存性は認められるが、その他の点については自然に委ねているので事実上の支配はなく占有関係は認められないものであると考えられている。

野生動物であっても占有が認められた場合は、動物愛護管理法における愛護動物に該当することから、事案によっては鳥獣保護管理部局と調整を諮る必要がある。

3. 虐待を受けるおそれがある事態とは

動物愛護管理法 第三章第四節 周辺の生活環境の保全等に係る措置

第二十五条

- 4 都道府県知事は、動物の飼養又は保管が適正でないことに起因して動物が衰弱する等の虐待を受けるおそれがある事態として環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、期限を定めて、当該事態を改善するために必要な措置をとるべきことを命じ、又は勧告することができる。
- 5 都道府県知事は、前三項の規定の施行に必要な限度において、動物の飼養又は保管をしている者に対し、飼養若しくは保管の状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該動物の飼養若しくは保管をしている者の動物の飼養若しくは保管に係るのある場所に立ち入り、飼養施設その他の物件を検査させることができる。

動物愛護管理法施行規則

(虐待を受けるおそれがある事態)

第十二条の二 法第二十五条第四項の環境省令で定める事態は、次の各号のいずれかに該当する事態であつて、当該事態を生じさせている者が、都道府県の職員の指導に従わず、又は都道府県の職員による現場の確認等の当該事態に係る状況把握を拒んでいることにより、当該事態の改善が見込まれない事態とする。

- 一 動物の鳴き声が過度に継続して発生し、又は頻繁に動物の異常な鳴き声が発生していること。
- 二 動物の飼養又は保管に伴う飼料の残さ又は動物のふん尿その他の汚物の不適切な処理又は放置により臭気が継続して発生していること。
- 三 動物の飼養又は保管により多数のねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物が発生していること。
- 四 栄養不良の個体が見られ、動物への給餌及び給水が一定頻度で行われていないことが認められること。
- 五 爪が異常に伸びている、体表が著しく汚れている等の適正な飼養又は保管が行われていない個体が見られること。
- 六 繁殖を制限するための措置が講じられず、かつ、譲渡し等による飼養頭数の削減が行われていない状況において、繁殖により飼養頭数が増加していること。

法第 25 条では、「周辺の生活環境の保全等に係る措置」として、都道府県知事（政令指定都市の長を含む。以下同じ。）が動物虐待を含めた不適正な動物の飼養を行っている者等に対して介入し、こうした事態を是正していくための各種措置が設けられている。このうち、同条第 4 項、第 5 項では、動物が虐待を受けるおそれがある事態に対して、勧告・命令やそれらの施行のために必要な報告徴収、立入検査が規定されている。

法第 25 条における虐待を受けるおそれがある事態とは、同条第 4 項に定める「動物の飼養又は保管が適正でないことに起因して動物が衰弱する等の虐待を受けるおそれのある事態として環境省令で定める事態」のことであり、具体的な内容は動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成 18 年環境省令第 1 号。以下、「規則」という。）第 12 条の 2 に規定されている。同条各号に規定する事態に該当し、かつ、当該事態を生じさせている行為者が、都道府県の職員の指導に従わない、又は立入検査等による状況把握を拒むことにより、事態の改善が見込まれないとき、都道府県知事は行政指導や行政処分を行うことができることとなっている。

適正な飼養—不適正な飼養—虐待を受けるおそれがある事態—動物虐待事案は、明確な線引きがなく状況が刻々と変化するものであり、不適正な飼養及び虐待を受けるおそれがある事態

の段階において適切に行政指導等を行うことにより、動物虐待事案への発展を未然に防止することは、非常に重要な行政の役割である。

また、飼養状況や動物の状態によっては、虐待を受けるおそれがある事態に該当せずとも、飼育改善指導が必要な場合があることから、「飼育改善指導が必要な例(虐待に該当する可能性、あるいは放置すれば虐待に該当する可能性があると考えられる例) について」⁷ (通達等) を参考に対応の必要性を判断されたい。

動物虐待の該当性を判断するに際し、法的解釈に疑義がある場合は、環境省動物愛護管理室に相談することが可能であるほか、獣医学的観点からの助言が必要な場合は、獣医師会や獣医学部等獣医師養成教育を実施している大学、日本法獣医学研究会等に相談することも検討されたい。

なお、動物虐待等事例に係る報道例、裁判事例概要等を取りまとめた報告書も参考となる。

【参考】

平成 19 年度 動物の遺棄・虐待事例等調査業務報告書

http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/pamph/h1903.html



平成 21 年度 動物の遺棄・虐待事例等調査報告書

http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/pamph/h2203.html



平成 25 年度 動物の遺棄・虐待事例等調査報告書

http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/pamph/h2603.html



平成 30 年度 動物の遺棄・虐待事例等調査報告書

http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/pamph/h3103b.html



令和 4 年度動物の虐待事例等調査報告書

https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/pamph/r0503.html



⁷ 平成 22 年 2 月 5 日付環自総発第 100205002 号環境省自然環境局総務課長通知「飼育改善指導が必要な例(虐待に該当する可能性、あるいは放置すれば虐待に該当する可能性があると考えられる例) について」(巻末資料(1)通達等④参照) https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/1_law/files/n_07.pdf

4. 動物虐待等事案とは

動物愛護管理法 第六章 罰則

第四十四条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、五年以下の拘禁刑又は五百万円以下の罰金に処する。

2 愛護動物に対し、みだりに、その身体に外傷が生ずるおそれのある暴行を加え、又はそのおそれのある行為をさせること、みだりに、給餌若しくは給水をやめ、酷使し、その健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束し、又は飼養密度が著しく適正を欠いた状態で愛護動物を飼養し若しくは保管することにより衰弱させること、自己の飼養し、又は保管する愛護動物であつて疾病にかかり、又は負傷したものの適切な保護を行わないこと、排せつ物の堆積した施設又は他の愛護動物の死体が放置された施設であつて自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管することその他の虐待を行つた者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

3 愛護動物を遺棄した者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

(1) 総論

法第6章罰則の第44条では、刑罰が科されるもの(犯罪類型)が規定されている。本ガイドラインでは下記の3罪をあわせて愛護動物虐待等罪といい、これら3罪に係る事案を動物虐待等事案という。なお、法第44条第1項及び第2項に該当する虐待とは、同条第4項各号に掲げる愛護動物に対して、一般的に、不必要に強度の苦痛を与えるなどの残酷な取扱をすることをいい、虐待に当たるか否かの具体的判断は、当該行為の目的、手段、態様等及び当該行為による苦痛の程度等を総合して、社会通念としての一般人の健全な常識により判断すべきものであると解する。

法第44条(愛護動物虐待等罪)

・第1項 みだりな殺傷(愛護動物殺傷罪)

動物愛護管理法の趣旨から、愛護動物の殺傷は原則違法であるが、正当な理由のある場合、即ち社会通念上多くの人々が納得し得る目的のために、相当な手段を以て行われる殺傷については、その目的の範囲内でのみ容認され得るものである。そのため、愛護動物を「みだりに」殺傷する行為を禁じたものである。当該罪に係る罰則は、5年以下の拘禁刑又は5百万円以下の罰金である。

・第2項 虐待(愛護動物虐待罪)

愛護動物に対しては、不必要に強度の苦痛を与えるなどの残酷な取り扱いをしてはならないこととされている。動物の虐待の類型には、積極的虐待(暴力を加える、酷使、恐怖を与える等)とネグレクト(健康管理をしないで放置、病気を放置、世話をしないで放置等)がある。当該罪に係る罰則は、1年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金である。

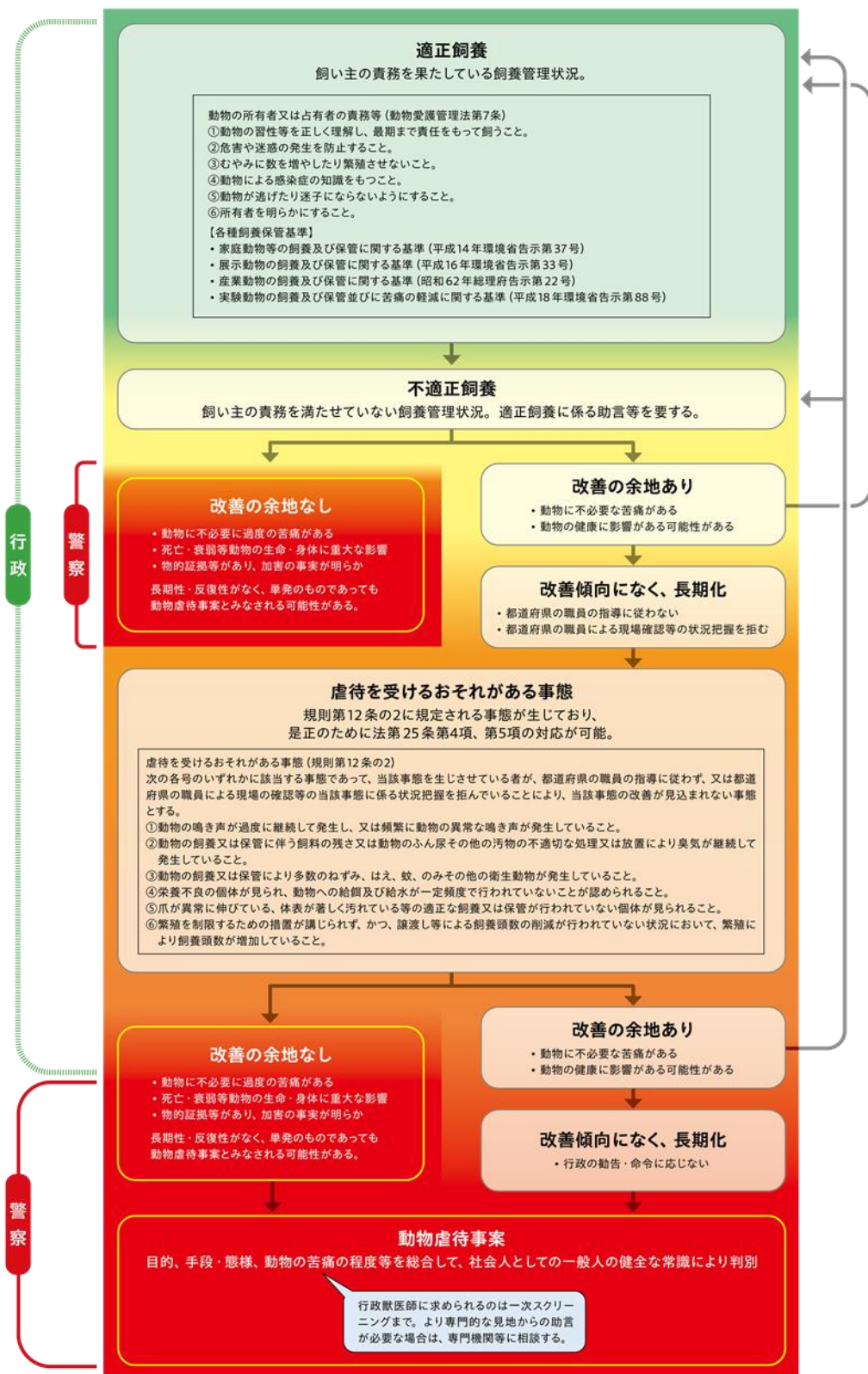
・第3項 遺棄(愛護動物遺棄罪)

愛護動物を移転又は置き去りにして場所的に隔離することにより、当該愛護動物の生命・身体を危険にさらす行為をしてはならないこととされている。当該罪に係る罰則は、愛護動物虐待罪同様に1年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金である。

なお、上記いずれの犯罪についても未遂犯処罰規定は置かれていない。ただし愛護動物殺傷

罪の未遂にあたる行為については、場合により、愛護動物虐待罪（法第44条第2項）が成立することもあり得る。

図表5 動物虐待事案に至る概念図

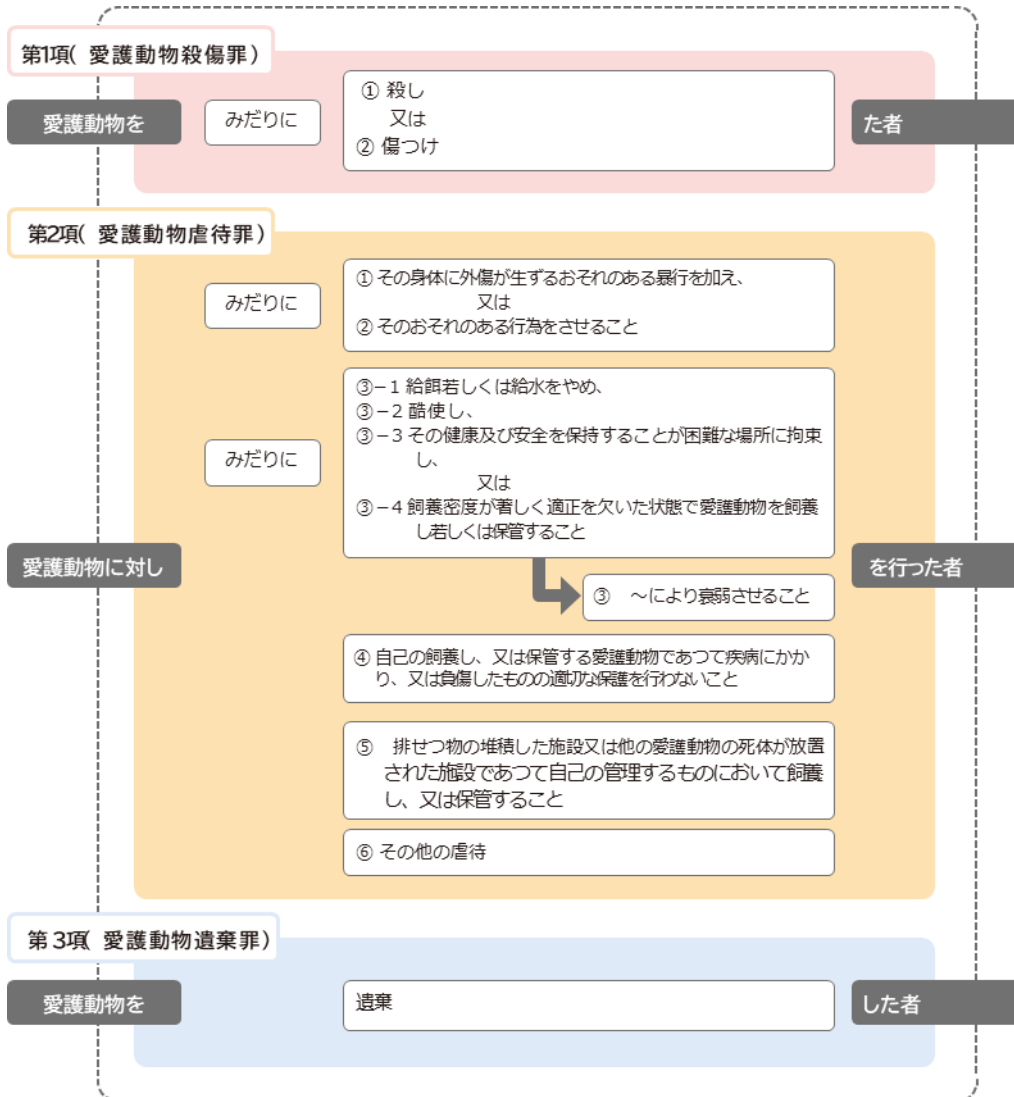


愛護動物虐待等罪については、これまでの法改正ごと、4回に渡り罰則が強化されてきたが、依然として悪質な事例が後を絶たず、令和元年法改正では、愛護動物殺傷罪の法定刑である懲役刑の長期が2年から5年に引き上げられるとともに、罰金刑の上限額も200万円から500万円に引き上げられた。愛護動物虐待罪、愛護動物遺棄罪については法定刑に懲役刑が設けられるなど、大幅に強化された。近年では、社会的な関心も高まっており、動物虐待等事案が発生すると、報道やインターネットで取り上げられることなどを通じて大きな社会問題になることも少なくない。行政として適切に行政指導等を行うことにより、動物虐待等事案に至らぬよう未然に防止すること、また、動物虐待等事案が発生した際には警察等の関係機関と協力し、解決に当たることが重要である。

図表 6 愛護動物虐待等罪（保護動物虐待等罪を含む）に係る条文の変遷

条文の変遷	
改正履歴	内容
動物の保護及び管理に関する法律 (昭和 48 年 10 月 1 日法律第 105 号)	<p>第 13 条 保護動物を虐待し、又は遺棄した者は、3 万円以下の罰金又は科料に処する。</p> <p>2 前項において「保護動物」とは、次の各号に掲げる動物をいう。</p> <p>一 牛、馬、豚、めん羊、やぎ、犬、ねこ、いえうさぎ、鶏、いばと及びあひる</p> <p>二 前号に掲げるものを除くほか、人が占有している動物で哺乳類又は鳥類に属するもの</p>
動物の愛護及び管理に関する法律 (平成 12 年 12 月 1 日施行)	<p>第 27 条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 愛護動物に対し、みだりに給餌又は給水をやめることにより衰弱させる等の虐待を行った者は、三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>3 愛護動物を遺棄した者は、三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>4 前三項において「愛護動物」とは、次の各号に掲げる動物をいう。</p> <p>一 牛、馬、豚、めん羊、やぎ、犬、ねこ、いえうさぎ、鶏、いばと及びあひる</p> <p>二 前号に掲げるものを除くほか、人が占有している動物で哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するもの</p>
動物の愛護及び管理に関する法律 (平成 18 年 6 月 1 日施行)	<p>第 44 条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 愛護動物に対し、みだりに給餌又は給水をやめることにより衰弱させる等の虐待を行った者は、五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>3 愛護動物を遺棄した者は、五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>4 前三項において「愛護動物」とは、次の各号に掲げる動物をいう。</p> <p>一 牛、馬、豚、めん羊、やぎ、犬、ねこ、いえうさぎ、鶏、いばと及びあひる</p> <p>二 前号に掲げるものを除くほか、人が占有している動物で哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するもの</p>
動物の愛護及び管理に関する法律 (平成 25 年 9 月 1 日施行)	<p>第 44 条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、二年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 愛護動物に対し、みだりに、給餌若しくは給水をやめ、酷使し、又はその健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束することにより衰弱させること、自己の飼養し、又は保管する愛護動物であつて疾病にかかり、又は負傷したものの適切な保護を行わないこと、排せつ物の堆積した施設又は他の愛護動物の死体が放置された施設であつて自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管することその他の虐待を行った者は、百万円以下の罰金に処する。</p> <p>3 愛護動物を遺棄した者は、百万円以下の罰金に処する。</p> <p>4 前三項において「愛護動物」とは、次の各号に掲げる動物をいう。</p> <p>一 牛、馬、豚、めん羊、山羊、犬、猫、いえうさぎ、鶏、いばと及びあひる</p> <p>二 前号に掲げるものを除くほか、人が占有している動物で哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するもの</p>
動物の愛護及び管理に関する法律 (令和 2 年 6 月 1 日施行)	<p>第 44 条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 愛護動物に対し、みだりに、その身体に外傷が生ずるおそれのある暴行を加え、又はそのおそれのある行為をさせること、みだりに、給餌若しくは給水をやめ、酷使し、その健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束し、又は飼養密度が著しく適性を欠いた状態で愛護動物を飼養し若しくは保管することにより衰弱させること、自己の飼養し、又は保管する愛護動物であつて疾病にかかり、又は負傷したものの適切な保護を行わないこと、排せつ物の堆積した施設又は他の愛護動物の死体が放置された施設であつて自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管することその他の虐待を行った者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>3 愛護動物を遺棄した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>4 前三項において「愛護動物」とは、次の各号に掲げる動物をいう。</p> <p>一 牛、馬、豚、めん羊、山羊、犬、猫、いえうさぎ、鶏、いばと及びあひる</p> <p>二 前号に掲げるものを除くほか、人が占有している動物で哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するもの</p>

図表7 愛護動物虐待等罪の条文構成



(2) 愛護動物殺傷罪

動物愛護管理法 第六章 罰則

第四十四条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、五年以下の拘禁刑又は五百万円以下の罰金に処する。

愛護動物殺傷罪は、「愛護動物」を「みだりに」「殺し、又は傷つける」ことにより成立する。「みだりに」とは、具体的には正当な目的がない、又は正当な目的があっても手段として社会的に相当ではないことである。

例えば、産業動物のとさつ行為、家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）や狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）に基づく殺処分、獣医療行為、動物実験、安楽死処置などは、法令等により社会的に正当なものとして認められる行為であるから、一般的にみだりな殺傷とは言えない。

このような社会的に相当な行為以外の殺傷行為については、一般には、目的の正当性は認められ難いのであって、このような目的なく動物を殺傷した場合には、手段・態様等の如何を問わず、基本的には本罪が成立する。また、当該行為の目的に正当性が認められる場合であっても、そのための手段・態様等が社会通念上相当でなく、これにより動物を殺傷した場合にも同罪が成立し得る。

例えば、獣医師が愛護動物に手術を行う場合は愛護動物を傷つけるものではあるものの治療目的という正当な目的に基づくものであることから、一般的には愛護動物殺傷罪は成立しないということになるが、司法の場において、その手術方法が手術を行う時点の獣医療水準においてどのように評価されるかといったことも判断に当たっての一要素となる。

また、産業動物の殺処分やとさつといった目的であっても、必要以上に愛護動物に強度の苦痛を与える手段によりとさつ処分等を行った場合や、保管の際に社会通念上容認され得る範囲を超えて愛護動物を不相当に乱暴に取り扱い、死傷させた場合は愛護動物殺傷罪が成立する可能性があるといえる。⁸もっとも、こういった判断においては、行為者の心理的負担、周囲の状況等その他の要素も加味し、社会通念上容認され得る行為かを総合的に判断する必要がある。

また、本罪の未遂犯処罰規定は置かれていない。ただし、愛護動物の身体に外傷が生ずるおそれのある暴行を加え、殺傷するに至らなかった場合には、愛護動物虐待罪（法 44 条 2 項）が成立することもあり得る。

⁸ 令和 3 年 1 月 21 日付け環自総発第 2101214 号農林水産省・環境省連名通知「農場における産業動物の適切な方法による殺処分の実施について」（巻末資料（1）通達等^⑩参照）

http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/1_law/files/n_58.pdf

(3) 第2項：愛護動物虐待罪

動物愛護管理法 第六章 罰則

第四十四条

2 愛護動物に対し、みだりに、その身体に外傷が生ずるおそれのある暴行を加え、又はそのおそれのある行為をさせること、みだりに、給餌若しくは給水をやめ、酷使し、その健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束し、又は飼養密度が著しく適正を欠いた状態で愛護動物を飼養し若しくは保管することにより衰弱させること、自己の飼養し、又は保管する愛護動物であつて疾病にかかり、又は負傷したものの適切な保護を行わないこと、排せつ物の堆積した施設又は他の愛護動物の死体が放置された施設であつて自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管することその他の虐待を行つた者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

虐待に当たる行為全てを網羅的に例示することは困難であるが、愛護動物虐待罪の適用の可否の判断に資するよう、法第 44 条第 2 項においては、具体的な虐待行為の例が明記されている。

- ① 「みだりに」 身体に外傷が生ずるおそれのある暴行を加えること
- ② 「みだりに」 身体に外傷が生ずるおそれのある行為をさせること
- ③ 「みだりに」 給餌若しくは給水をやめ、衰弱させること
- ④ 「みだりに」 酷使し、衰弱させること
- ⑤ 「みだりに」 その健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束し、衰弱させること
- ⑥ 「みだりに」 飼養密度が著しく適正を欠いた状態で愛護動物を飼養又は保管することにより、衰弱させること
- ⑦ 自己の飼養し、又は保管する愛護動物であつて疾病にかかり、又は負傷したものの適切な保護を行わないこと
- ⑧ 排せつ物の堆積した施設又は他の愛護動物の死体が放置された施設であつて自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管すること
- ⑨ その他

①は1項との区別から殺傷に至らないものの、そのおそれがある不法な有形力の行使、例えば、殴る、蹴る及び熱湯をかけるなどを行うこと（殺傷にいたらないもの）、②は、自ら外傷を負わせずとも、動物を闘わせる等、愛護動物に外傷を負わせる可能性が生じるなんらかの行為をさせることである。

また、③、④、⑤、⑥については、構成要件に「衰弱させること」があることから、行為の結果として動物が衰弱するという結果が伴う場合に限定される。ここにいう「衰弱」とは行為の結果としての動物の状態を意味し、獣医学的所見を踏まえ判断することになる。なお、⑥は近年問題となっている一部の犬猫の繁殖業者（ブリーダー）による過密飼育や多頭飼育等による劣悪な状態での飼養等が想定される。

③、⑦については、具体的な事例として、平成元年の総理府の通達⁹では、「動物が疾病にか

⁹ 平成元年4月13日総管第147号「動物の保護及び管理に関する法律第13条第1項に規定する『虐待』の解

かり、いずれ病死するかも知れないことを承知で何ら治療行為等を施さなかったことにより、それが起因して当該動物を死に至らしめた場合」の判断について、また、「動物にエサや水を与えなかったことにより、それが起因して当該動物を死に至らしめた場合」の「動物の態様、餌や水を与えなかった理由等の点について」の判断について、いずれも「一般に疾病にかかった動物について飼い主に治療義務があるとの社会通念が成立しているかどうか、治療等を施さない正当な理由があるかどうか等の点について、十分検討を加えた上で、虐待に当たるか否か判断すべきもの」¹⁰という見解が示されている。

なお、⑦については、行為者自身の飼養し、又は保管する愛護動物の場合に限定されていることから、例えば道路上において負傷した動物を発見した者が適切な保護を行わなかった場合など、「飼養」あるいは「保管」といえない場合には、この要件に該当しないものと解される。

⑧については、自己が管理する愛護動物の排せつ物が堆積していたり、他の愛護動物の死体が放置された施設で生きている動物を飼養等することが要件とされており、この施設には自宅も含まれ得るが、自己が管理する同一の施設内に上記のような不衛生な区域があったとしても、生きている動物をそことは隔絶した環境で飼育していたといい得る場合、本要件に該当しないものと解される。また、愛護動物の死体の放置については、他の動物の死体が存在することにより生きている動物が心理的抑制、恐怖を感じるような環境で飼養する行為を虐待として捉えているものであるから当該死体は放置者の故意あるいは管理懈怠等の過失により死亡したものであるかどうかは問わない。また、「排せつ物」にはふん尿や吐瀉物が含まれるが、「堆積」していることが要件であり、尿は悪臭の大きな要因になるものの、一般的には、気化蒸発するものであって「堆積」しているとの要件は満たさないと考えられるが、例えば、容器等の中のためおかれて大量に放置されているような場合には、本罪に該当し得る。

以上①～⑧は虐待行為の例示であり、これらに該当しない場合であっても、本法の趣旨に照らして、⑨の「その他の虐待」に該当するものといえるか、事案に応じて適切に判断する必要がある。なお、⑨に含まれる例としては心理的抑制、恐怖を与える行為などが考えられる。

家庭動物等、展示動物、実験動物及び産業動物のいずれかに分類される動物（哺乳類、鳥類、爬虫類）であっても、①～⑨に該当する行為を、社会通念上容認され得る範囲を逸脱して行った場合は愛護動物虐待罪に問われる可能性がある。

（４）第３項：愛護動物遺棄罪

動物愛護管理法 第六章 罰則

第四十四条

３ 愛護動物を遺棄した者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

①「遺棄」の意義について

「遺棄」とは、法第 44 条第 4 項に掲げる愛護動物を移転又は置き去りにして場所的に隔

積について（回答）」

¹⁰ 平成元年 4 月 13 日総管第 147 号「動物の保護及び管理に関する法律第 13 条第 1 項に規定する『虐待』の解釈について（回答）」

離することにより、当該愛護動物の「生命・身体を危険にさらす行為」のことをいい、移転という作為形態の行為と、置き去りという不作為形態の行為が含まれる。

この点に関し、置き去りという不作為形態による遺棄罪が成立するためには、行為者に作為義務があることが必要となることから、法第7条第1項は、動物の所有者又は占有者に動物の適正飼養及び保管の責務を課していることから、動物の所有者又は占有者については、移転のほか、置き去りが遺棄したと評価できる状態である場合にも遺棄罪が成立し得るものと解される。

他方で、例えば、人間が所有又は占有をしていない愛護動物については、もともと当該動物が所在した安全な場所から殊更に当該動物の生命・身体に危険のおそれがある場所に積極的に移した場合には、本罪が成立し得るが、例えば、事前の引き受け行為があるなどの作為義務を基礎付けるような特段の事情がない限りは、積極的な場所的隔離を伴わず、必要な保護をせずに立ち去っただけでは、一般的には、本罪は成立し難いものと思われる。

②環境省通知（平成26年12月12日付け環自総発第141212号環境省自然環境局総務課長通知「動物の愛護及び管理に関する法律第44条第3項に基づく愛護動物の遺棄の考え方について」）の内容

ア 離隔された場所の状況

・飼養されている愛護動物

一般的には生存のために人間の保護を必要としていることから、移転又は置き去りにされて場所的に離隔された時点では健康な状態であっても、離隔された場所の状況に関わらず、生命・身体に対する危険に直面するおそれがあると考えられる。

・人による保護を受けずに生存できる愛護動物（野良犬、野良猫、飼養されている野生生物種等）

離隔された場所の状況によっては、生命・身体に対する危険に直面するおそれがあると考えられる。例えば、生存に必要な餌や水を得ることが難しい場合、厳しい気象（寒暖、風雨等）にさらされるおそれがある場合、事故（交通事故、転落事故等）に遭うおそれがある場合等はその状況から遺棄と判断される可能性がある。

なお、仮に第三者による保護が期待される場所に離隔された場合であっても、必ずしも第三者に保護されるとは限らないことから、離隔された場所が上記の例のような状況の場合は、生命・身体に対する危険に直面するおそれがあると考え得る。

イ 動物の状態

自由に行動できない状態にあつたり、老齢や幼齢であつたり、障害や疾病がある等、動物が自ら生命、身体に対する危険を回避できない又は回避する能力が低いと考えられる状態である場合は、離隔された場所の状況に関わらず、生命・身体に対する危険に直面するおそれがあると考えられる。

ウ 目的

法令に基づいた業務又は正当な業務として、以下の例のような目的で愛護動物を生息適地に放つ行為は、遺棄に該当しないとされている。

- ・法第 36 条第 2 項の規定に基づいて収容した負傷動物等を治療後に放つこと
- ・治療した傷病鳥獣を野生復帰のために放つこと
- ・養殖したキジ・ヤマドリ等を放鳥すること
- ・保護増殖のために希少野生生物を放つこと

③留意点

前記環境省通知に示された判断方法は、「遺棄」の判断方法について 1 つの考え方を示したに過ぎず、個々の案件について「遺棄」に該当するかどうかは、前記①を踏まえて、隔離された場所の状況、動物の状態、目的等の諸要素を総合的に判断する必要がある。

【コラム 1】ネグレクトと遺棄の違い

ネグレクトとは必要な保護を行わない行為であり、虐待の一種である。ネグレクト、遺棄ともに共通するメルクマールは「愛護動物に対する残虐な処遇の禁止」であり、実質的な基準は動物に対して不必要な危害を与えるか否かである。虐待罪においては、不必要な苦痛を与える処遇が虐待であり、遺棄罪においては、場所的に隔離することによって不必要に動物を危険にさらす行為が遺棄である。

ネグレクトは場所的な隔離を伴わないで必要な保護を与えない行為であり、遺棄は主に場所的隔離を伴った保護の拒絶であると考えられている。

【コラム2】 社会通念の変化

実際に「虐待」該当性が問題となった事案としては、例えば、闘犬・闘牛・馬力大会がある。動物保護管理法下でのこれらについての疑義照会に対して、内閣総理大臣官房管理室長は「伝統行事として社会的に認容されている闘犬、馬力大会等を実施する行為は、当該行事を行うために必要な限度を超えて動物に苦痛を与えるような手段、方法を用いた場合を除き、動物の保護及び管理に関する法律第13条（保護動物虐待罪）の規定に該当しないものと解する」と回答している*。また、警察庁保安部防犯少年課長は「伝統行事として行われるものであっても、残虐であれば同法第13条（保護動物虐待罪）に該当する」とした上で、「闘犬・闘牛について残虐かどうかは、当該闘犬・闘牛が動物を死に至らせ又は以後の生存に重大な影響を及ぼすような傷を負わせる性質を有するかどうかを基準として判断している」、「馬力大会については、馬に荷を引かせて競争させる行為自体は、一般的には虐待にあたらないが、殴打するなどによって馬を死に至らせ、又は著しい傷を負わせた場合には、虐待にあたるものと解する」と回答している**。

なお、動物虐待に相当する闘牛であるとして、中央環境審議会において、「メキシコ闘牛の公開は、好奇的な娯楽として行われることに正当化理由はなく、闘牛場において牛を追い回し、刀槍をもって刺し、最後に殺す行為は法第10条（動物を殺す場合の方法）の主旨に反する」と、その開催に反対した例がある***。

同様に、東京2020オリンピック競技大会においても、選手が馬を殴った行為に対し激しく批判されたという背景があり、国際近代5種連合（UIPM）は、オリンピックにおいては近代5種から馬術を除外する方針を示した。また、SNSでは闘犬や闘鶏の廃止を求めるアクションが行われるだけでなく、近年は犬猫の外飼いの是非についても問われている。地域性、時代性により社会通念は常に変化しており、一つ一つの事案について、これらを踏まえた慎重な判断が求められる。

（愛知学院大学法学部三上正隆著「愛護動物虐待等罪の概説」警察学論集令和2年12月10日発行第73巻第12号を参考に環境省で作成）

*昭和49年11月11日総管第523号内閣総理大臣官房管理室長「動物の保護及び管理に関する法律第13条の取り扱いについて（回答）」（巻末資料（2）疑義照会⑧参照）

**昭和49年10月23日付警察庁防発第187号警察庁保安部防犯少年課長「動物の保護及び管理に関する法律第13条の取り扱いについて（回答）」（巻末資料（2）疑義照会⑦参照）

***昭和50年4月4日付動物保護審議会会長から内閣総理大臣あて「動物の虐待防止に関する意見」（巻末資料（3）中央環境審議会動物愛護部会①参照）

5. 動物虐待等に関するその他の罰則

動物愛護管理法 第六章 罰則

第四十六条の二 第二十五条第三項又は第四項の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第四十七条の二 第二十五条第五項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、二十万円以下の罰金に処する。

第四十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第四十五条 五十万円以下の罰金刑

二 第四十四条又は第四十六条から前条まで 各本条の罰金刑

(1) 命令違反（法第 46 条の 2）

虐待を受けるおそれがある事態に係る改善命令に違反した者は、50 万円以下の罰金が科される。

(2) 虚偽の報告・立入検査の拒否等（法第 47 条の 3）

法第 25 条第 5 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、20 万円以下の罰金が科される。

(3) 両罰規定（法第 48 条）

愛護動物虐待等罪には両罰規定が設けられており、法人の代表者又は法人若しくは個人事業主の従業者が、業務において愛護動物を虐待等したときは、行為者のみならず、その法人又はその個人事業主も罰せられることになる。例えば、ペットショップ（法人又は個人事業主）である犬猫等販売業者（法第 10 条第 3 項）の従業員が、販売できなくなった犬猫等を殺傷、虐待又は遺棄した場合には、同従業員だけでなく、ペットショップとしての犬猫等販売業者も処罰の対象となる¹¹。

¹¹ 愛知学院大学法学部三上正隆著「愛護動物虐待等罪の概説」警察學論集令和 2 年 12 月 10 日発行第 73 巻第 12 号 59 頁参照。また、両罰規定の解説については、参議院法制局法人企業の処罰 (<https://houseikvoku.sangiin.go.jp/column/column034.htm>) に詳しい。